

# 「特定化学物質障害予防規則等が改正」

- ・ニッケル化合物、砒素及びその化合物の管理濃度新設…平成21年4月1日～施行
- ・クロロホルム、トルエンなど11物質の管理濃度改正…平成21年7月1日～適用

厚生労働省は、ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状のものに限る)並びに砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く)に係る健康障害防止対策等の強化を図るため、「労働安全衛生法施行令」、「特定化学物質障害予防規則」等を一部改正し、平成20年11月12日に公布した。本改正により、上記2物質の管理濃度が新設され、平成21年4月1日より施行される。併せて、クロロホルム、トルエンなど11物質の管理濃度が改正され、平成21年7月1日から適用される。

ニッケル化合物、砒素及びその化合物については、発散抑制措置等の規制が設けられているが、その詳細及び今後出される告示等については、厚生労働省HPを参照してください。

## ○管理濃度を改正する物質

	現行の管理濃度	新たな管理濃度(施行2009年4月)
ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状のものに限る。)	-	Niとして 0.1mg/ml
砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	-	Asとして 0.003mg/ml
クロロホルム	10ppm	3ppm
シクロヘキサノン	25ppm	20ppm
テトラヒドロフラン	200ppm	50ppm
トリクロルエチレン	25ppm	10ppm
トルエン	50ppm	20ppm
二硫化炭素	10ppm	1ppm
アクリルアミド	0.3mg/ml	0.1mg/ml
塩素化ビフェニル(別名 PCB)	0.1mg/ml	0.01mg/ml
臭化メチル	5ppm	1ppm
弗化水素	2ppm	0.5ppm
粉じん	管理濃度 = $\frac{3.0}{0.59Q + 1}$ (単位: mg/ml)	管理濃度 = $\frac{3.0}{1.19Q + 1}$ (単位: mg/ml) Q 当該粉じんの遊塵けい酸含有率(単位: パーセント)